

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター組織規程

平成21年法人規程第12号
制定 平成21年4月1日
平成23年法人規程第65号
改正 平成23年9月1日
平成23年法人規程第70号
改正 平成24年1月1日
平成23年法人規程第72号
改正 平成24年4月1日
平成24年法人規程第82号
改正 平成25年4月1日
平成25年法人規程第92号
改正 平成25年7月1日
平成25年法人規程第97号
改正 平成26年4月1日
平成26年法人規程第114号
改正 平成27年4月1日
平成27年法人規程第151号
改正 平成27年7月1日
平成27年法人規程第160号
改正 平成28年1月1日
27 健 総 第 6 9 9 5 号
改正 平成28年4月1日
28 健 総 第 7 2 4 3 号
改正 平成29年4月1日
29 健 総 第 8 0 5 9 号
改正 平成30年4月1日
30 健 総 第 2 1 2 0 号
改正 平成30年8月1日
30 健 総 第 8 2 4 8 号
改正 平成31年4月1日
元 健 総 第 7 5 9 3 号
改正 令和2年4月1日
2 健 総 第 5 8 6 7 号
改正 令和3年4月1日
3 健 総 第 7 0 8 3 号
改正 令和4年4月1日
4 健 総 第 2 8 9 1 号
改正 令和4年8月30日

2 組織規程

4 健 総 第 8 3 0 8 号

改正 令和5年3月31日

5 健 総 第 1 7 8 1 号

改正 令和5年7月1日

5 健 総 第 7 1 5 7 号

改正 令和6年4月1日

6 健 総 第 7 7 6 号

改正 令和6年5月24日

6 健 総 第 2 8 7 4 号

改正 令和6年9月12日

6 健 総 第 6 8 0 7 号

改正 令和7年3月17日

6 健 総 第 7 2 0 3 号

改正 令和7年3月28日

7 健 総 第 1 6 4 8 号

改正 令和7年6月19日

7 健 総 第 7 2 6 1 号

改正 令和8年3月19日

8 健 総 第 9 7 6 号

改正 令和8年5月19日

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 組織（第2条－第6条）

第3章 職（第7条－第10条）

第4章 職責（第11条－第18条）

第5章 分掌事務（第19条－第22条）

附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「法人」という。）定款に定めるものの他、法人の組織及び職等を定めることを目的とする。

第2章 組織

（東京都健康長寿医療センターの構成）

第2条 法人の部門横断センターの名称は、東京都健康長寿医療センター部門横断センター（以下「部門横断」という。）とする。

2 法人の病院部門の名称は、東京都健康長寿医療センター（以下「病院」という。）とする。

3 法人の研究部門の名称は、東京都健康長寿医療センター研究所（以下「研究所」という。）とする。

4 法人の経営部門の名称は、経営企画局とする。

（部門横断の構成）

第3条 部門横断に次に掲げるセンターを置く。なお、各センターは部相当の組織とする。

(1) 健康長寿イノベーションセンター

(2) 認知症未来社会創造センター

(3) フレイル予防センター

(4) 健康長寿医療研修センター

2 健康長寿イノベーションセンターには次に掲げる部門を置き、各部門は課相当の組織とする。

(1) 臨床開発ユニット

(2) 研究支援ユニット

3 認知症未来社会創造センターには次に掲げる部門を置く。なお、各部門は課相当の組織とする。

(1) 共生部門

(2) 統合コホート部門

(3) バイオマーカー部門

(4) 健康長寿DB部門

4 フレイル予防センターには次に掲げる部門を置く。なお、各部門は課相当の組織とする。

(1) フレイル医療・研修部門

(2) フレイル外来部門

(3) スマートウォッチ臨床研究事業部門

(4) スマートウォッチ地域研究事業部門

(5) 栄養部門

(6) 自然科学系部門

(7) 社会科学系部門

5 健康長寿医療研修センターには次に掲げる部門を置く。なお、各部門は課相当の組織とする。

(1) 医師・コメディカル研修部門

(2) 看護研修部門

(3) 認知症関連研修部門

(4) フレイル関連研修部門

（病院の構成）

第4条 病院に次に掲げる科、部、センター及び室を置く。

(1) 総合内科・高齢診療科

(2) 膠原病・リウマチ科

(3) 腎臓内科・透析科

- (4) 糖尿病・代謝・内分泌内科
- (5) 循環器内科
- (6) 呼吸器内科
- (7) 消化器・内視鏡内科
- (8) 脳神経内科
- (9) 血液内科
- (10) 感染症内科
- (11) 精神科
- (12) 緩和ケア内科
- (13) 消化器・一般外科
- (14) 血管外科
- (15) 心臓血管外科
- (16) 脳神経外科
- (17) 呼吸器外科
- (18) 整形・脊椎外科
- (19) 皮膚科
- (20) 泌尿器科
- (21) 眼科
- (22) 耳鼻咽喉科
- (23) 歯科口腔外科
- (24) 救急・集中治療科
- (25) 麻酔科
- (26) リハビリテーション科
- (27) 放射線診断科
- (28) 放射線治療科
- (29) 放射線科
- (30) 臨床検査科
- (31) 輸血・細胞療法科
- (32) 病理診断科
- (33) 薬剤科
- (34) 栄養科
- (35) 臨床工学科
- (36) 臨床心理科
- (37) 看護部
- (38) 認知症疾患医療センター
- (39) 認知症支援推進センター
- (40) 高齢者バイオリソースセンター
- (41) がん相談支援センター

- (42) 患者サポートセンター
- (43) 診療支援室
- (44) 医療安全対策室
- (45) 感染対策室
- (46) 診療情報管理室

(研究所の構成)

第5条 研究所に自然科学系、社会科学系及び研究支援施設を置く。

2 自然科学系には次に掲げるチーム及びテーマを置く。なお、チームは部相当の組織とし、テーマは課相当の組織とする。

- (1) 老化機構研究チーム
 - ア 分子機構研究テーマ
 - イ プロテオーム研究テーマ
 - ウ システム加齢医学研究テーマ
- (2) 老化制御研究チーム
 - ア 分子老化制御研究テーマ
 - イ 老化細胞研究テーマ
- (3) 老化脳神経科学研究チーム
 - ア 自律神経機能研究テーマ
 - イ 記憶神経科学研究テーマ
- (4) 加齢変容研究チーム
 - ア 心血管老化再生医学研究テーマ
 - イ 筋老化制御研究テーマ
 - ウ 分子細胞代謝研究テーマ
- (5) 老年病理学研究チーム
 - ア 高齢者がん研究テーマ
 - イ 神経病理学研究テーマ
- (6) 神経画像研究チーム
 - ア PET薬剤科学研究テーマ
 - イ PET画像診断研究テーマ
 - ウ AI画像解析研究テーマ

3 社会科学系には次に掲げるチーム及びテーマを置く。なお、チームは部相当の組織とし、テーマは課相当の組織とする。

- (1) 社会参加とヘルシーエイジング研究チーム
 - ア 社会参加・社会貢献研究テーマ
 - イ ヘルシーエイジング研究テーマ
 - ウ 大都市社会関係基盤研究テーマ
- (2) 自立促進と精神保健研究チーム
 - ア フレイル・筋骨格系の健康研究テーマ

イ オーラルフレイル・栄養研究テーマ

ウ 認知症・精神保健研究テーマ

(3) 福祉と生活ケア研究チーム

ア デジタル高齢社会研究テーマ

イ 医療・介護システム研究テーマ

ウ ソーシャルインクルージョン研究テーマ

4 研究支援施設等には次に掲げる施設、室及びセンターを置く。なお、施設、室及びセンターは課相当の組織とする。

(1) アイソトープ施設

(2) 実験動物施設

(3) 研究情報管理室

(4) 高齢者健康増進事業支援室

(5) 介護予防・フレイル予防推進支援センター

(経営企画局の構成)

第6条 経営企画局には次に掲げる部及び課を置く。

事務部

経営企画課

総務課

医療サービス推進課

地域連携課

第3章 職

(東京都健康長寿医療センター長、経営企画局長及び監事の職)

第7条 部門横断、病院及び研究所の長として東京都健康長寿医療センター長（以下「センター長」という。）を置く。

2 経営企画局に経営企画局長を置く

3 センター長、経営企画局長は役員の職を以って当てる。

(役職)

第8条 法人に別表1に定める職を置く。

(専門職)

第9条 高度な知識、技術、能力を有する職として、必要に応じて別表2に定める専門職を置くことができる。

(その他の職)

第10条 第6条から前条までに掲げる職のほか、必要な職を置く。

第4章 職責

(センター長の職責)

第11条 センター長は理事長の命を受け、部門横断、病院及び研究所の職員を指揮監督する。

（経営企画局長の職責）

第12条 経営企画局長は理事長の命を受け、経営企画局の職員を指揮監督する。

（副院長、副所長の職責）

第13条 副院長及び副所長は、センター長の命を受け、所属職員を指揮監督し、担任の事務を処理する。

（部長級の職責）

第14条 部長級の職にあるものは、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、担任の事務を処理する。

（課長級の職責）

第15条 課長級の職にあるものは、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、担任の事務を処理する。

（係長級の職責）

第16条 係長級の職にあるものは、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、担任の事務を処理する。

（専門職の職責）

第17条 専門職の職にあるものは、上司の命を受け、担任の事務を処理する。

（その他の職員の職責）

第18条 第11条から前条までに定めるもの以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

第5章 分掌事務

（部門横断の分掌）

第19条 部門横断の分掌事務は、次のとおりとする。

認知症未来社会創造センター

- (1) 地域における共生社会の実現に向けた取り組みに関すること。
- (2) 統合コホートを活用した認知機能低下抑制研究に関すること。
- (3) 認知症検査・早期診断に資する取り組みに関すること。
- (4) TOKYO健康長寿DBの運用に関すること。

健康長寿イノベーションセンター

- (1) 臨床開発ユニット
 - ① 治験・臨床研究の実施及び管理に関すること。
 - ② トランスレーショナルリサーチの推進に関すること。
- (2) 研究支援ユニット
 - ① 病院及び研究所における研究の推進及び支援に関すること。
 - ② 共同研究や受託研究の促進支援に関すること。
 - ③ 知的財産の管理や活用に関すること。
 - ④ 介護予防普及事業に関すること。
 - ⑤ 認知症未来社会創造センター事業の進行管理及び連絡調整に関すること。
 - ⑥ フレイル予防センター事業の進行管理及び連絡調整に関すること。

フレイル予防センター

- (1) フレイル予防事業の実施に関する事。

介護予防・フレイル予防推進支援センター

- (1) 東京都介護予防・フレイル予防推進支援事業の実施に関する事。

健康長寿医療研修センター

- (1) 医師・コメディカル研修部門

- ① 医師（初期臨床研修医及び専攻医を含む）及び医療技術員の研修及び実習に関するものの企画、教材等の作成及び実施に関する事。
- ② その他医師（初期臨床研修医及び専攻医を含む）及び医療技術員の研修及び実習に関する事。

- (2) 看護研修部門

- ① 看護職員の研修及び実習に関するものの企画、教材等の作成及び実施に関する事。
- ② その他看護職員の研修及び実習に関する事。

- (3) 認知症関連研修部門

- ① 認知症関連の研修及び実習に関するものの企画、教材等の作成及び実施に関する事。
- ② その他認知症関連の研修及び実習に関する事。

- (4) フレイル関連研修部門

- ① フレイル関連の研修及び実習に関するものの企画、教材等の作成及び実施に関する事。
- ② その他フレイル関連の研修及び実習に関する事。

（病院部門の分掌）

第20条 病院部門の分掌事務は、次のとおりとする。

総合内科・高齢診療科、膠原病・リウマチ科、糖尿病・代謝・内分泌内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器・内視鏡内科、脳神経内科、感染症内科、精神科、緩和ケア内科、消化器・一般外科、血管外科、心臓血管外科、脳神経外科、呼吸器外科、整形・脊椎外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科及び救急・集中治療科

- (1) 患者の診療に関する事。
- (2) 診療室及び病室の運営に関する事。
- (3) 患者の入退院に関する事。
- (4) 患者の食事の管理に関する事。
- (5) その他医務に関する事。

腎臓内科・透析科

- (1) 患者の診療に関する事。
- (2) 診療室及び病室の運営に関する事。
- (3) 患者の入退院に関する事。
- (4) 患者の食事の管理に関する事。
- (5) その他医務に関する事。
- (6) 血液浄化療法（血液透析、血液濾過、血漿交換、血液吸着等）に関する事。
- (7) 透析センターの管理に関する事。

血液内科

- (1) 患者の診療に関すること。
- (2) 診療室及び病室の運営に関すること。
- (3) 患者の入退院に関すること。
- (4) 患者の食事の管理に関すること。
- (5) その他医務に関すること。
- (6) 化学療法の実施に関すること。
- (7) 外来化学療法室の管理に関すること。

麻酔科

- (1) 麻酔管理に関すること。
- (2) ペインクリニック治療に関すること。

リハビリテーション科

- (1) リハビリテーションの必要な患者の診療に関すること。
- (2) 診療室及び病室の運営に関すること。
- (3) 患者の入退院に関すること。
- (4) 患者の食事の管理に関すること。
- (5) 理学療法の実施に関すること。
- (6) 作業療法の実施に関すること。
- (7) 言語聴覚障害の評価、訓練及び指導に関すること。
- (8) リハビリテーション業務運営についての連絡調整等に関すること。

放射線診断科、放射線治療科及び放射線科

- (1) エックス線又は磁気共鳴による診断に関すること。
- (2) 放射線による診断及び治療に関すること。
- (3) ラジオアイソトープ等による診断及び治療に関すること。
- (4) 患者の診断計画及び放射線管理等についての連絡調整等に関すること。

臨床検査科

- (1) 生化学検査に関すること。
- (2) 血液検査に関すること。
- (3) 微生物検査に関すること。
- (4) 生理機能検査に関すること。
- (5) 一般検査に関すること。
- (6) 検査業務運営についての連絡調整に関すること。

輸血・細胞療法科

- (1) 輸血業務に関すること。
- (2) 自己血輸血の計画、採血、保管、運用に関すること。
- (3) 免疫血清検査に関すること。
- (4) 細胞移植治療に係る細胞採取・保存に関すること。

病理診断科

- (1) 病理解剖に関すること。

- (2) 臨床病理診断に関すること。
- (3) 病理検査業務運営についての連絡調整等に関すること。

薬剤科

- (1) 調剤及び製剤に関すること。
- (2) 麻薬その他医薬品の管理に関すること。
- (3) 医薬品の検査及び情報に関すること。
- (4) 患者の服薬指導に関すること。

栄養科

- (1) 患者の栄養指導及び相談に関すること。
- (2) 患者の給食調理に関すること。
- (3) 貯蔵食品の管理に関すること。
- (4) 給食調理室の管理及び衛生に関すること。

臨床工学科

- (1) 医療機器の操作に関すること。
- (2) 器材管理に関すること。

臨床心理科

- (1) 臨床心理学的検査に関すること。
- (2) 心理療法の実施に関すること。
- (3) その他臨床心理に関すること。

看護部

- (1) 患者の看護及び診療の補助に関すること。
- (2) 看護職員の配置に関すること。
- (3) 病室、診療室、手術室及び中央材料室の管理及び衛生に関すること。
- (4) 看護職員の教育及び指導に関すること。
- (5) その他看護業務に関すること。

認知症疾患医療センター

- (1) 専門医療（専門医療相談、鑑別診断・初期対応、身体合併症・周辺症状への対応）に関すること。
- (2) 地域連携の推進に関すること。
- (3) 専門医療及び地域連携を支える人材の育成に関すること。

認知症支援推進センター

- (1) 都内の認知症ケアに従事する医療・介護専門職の育成に関すること。
- (2) 島しょ地域の認知症対応力向上の支援に関すること。

高齢者バイオリソースセンター

- (1) 高齢者ブレインバンクの運営に関すること。
- (2) 組織バンクの運営に関すること。
- (3) バイオマーカーリソースの運営に関すること。
- (4) その他国等が実施するヒト由来の生物材料の蓄積及び活用に係る研究に関すること。

がん相談支援センター

- (1) がん診療及びがんの予防・早期発見等に関する情報の提供に関すること。
- (2) 院内外のがん患者の療養上の相談に関すること。
- (3) その他相談支援に関すること。

患者サポートセンター

- (1) 患者及びその家族からの相談に関すること。
- (2) その他患者サポートに関すること。

診療支援室

- (1) 診断書などの文書作成補助に関すること。
- (2) 診療記録への代行入力に関すること。
- (3) 医療の質の向上に資する事務作業に関すること。
- (4) その他医師の事務作業補助に関すること。

医療安全対策室

- (1) 医療安全対策の企画、立案、実施、評価及び記録に関すること。
- (2) 医療安全統括管理委員会の運営に関すること。

感染対策室

- (1) インфекションコントロールチーム（ICT）による感染防止に関すること。
- (2) 抗菌薬適正使用支援チーム（AST）による抗菌薬適正使用に関すること。
- (3) 特定感染症予防対策委員会の運営に関すること。

診療情報管理室

- (1) 診療録の管理に関すること。
- (2) 入院患者の疾病統計及び退院時要約に関すること。
- (3) 診療録の開示、閲覧及び貸出等に関すること。
- (4) DPC コーディングの支援に関すること。
- (5) 診療情報の分析に関すること。
- (6) その他診療情報の管理に関すること。

（研究部門の分掌）

第21条 研究所の分掌事務は、次のとおりとする。

老化機構研究チーム

- (1) 分子機構研究に関すること。
- (2) プロテオーム研究に関すること。
- (3) システム加齢医学研究に関すること。

老化制御研究チーム

- (1) 分子老化制御研究に関すること。
- (2) 老化細胞研究に関すること。

老化脳神経科学研究チーム

- (1) 自律神経機能研究に関すること。
- (2) 記憶神経科学研究に関すること。

加齢変容研究チーム

- (1) 心血管老化再生医学研究に関すること。
- (2) 筋老化制御研究に関すること。
- (3) 分子細胞代謝研究に関すること。

老年病理学研究チーム

- (1) 高齢者がん研究に関すること。
- (2) 神経病理学研究に関すること。

神経画像研究チーム

- (1) PET薬剤科学研究に関すること。
- (2) PET画像診断研究に関すること。
- (3) AI画像解析研究に関すること。

社会参加とヘルシーエイジング研究チーム

- (1) 社会参加と社会貢献研究に関すること。
- (2) ヘルシーエイジング研究に関すること。
- (3) 大都市社会関係基盤研究に関すること。

自立促進と精神保健研究チーム

- (1) フレイルと筋骨格系の健康研究に関すること。
- (2) オーラルフレイルと栄養研究に関すること。
- (3) 認知症と精神保健研究に関すること。

福祉と生活ケア研究チーム

- (1) デジタル高齢社会研究に関すること。
- (2) 医療・介護システム研究に関すること。
- (3) ソーシャルインクルージョン研究に関すること。

研究支援施設等

- (1) アイソトープ施設の利用、調整及び管理に関すること。
- (2) 実験動物施設の利用、調整及び管理に関すること。
- (3) 研究所LAN（PET施設LANを含む。）の維持管理に関すること。
- (4) 地方公共団体等の高齢者健康増進事業の支援に関すること。
- (5) 東京都介護予防・フレイル予防推進支援事業の実施に関すること。

（経営企画局の分掌）

第22条 経営企画局の分掌事務は、次のとおりとする。

事務部

経営企画課

- (1) 経営戦略総括及び企画に関すること。
- (2) 予算編成に関すること。
- (3) 予算の執行管理及び決算等の経理事務に関すること。
- (4) 法人の会計に関すること。
- (5) 資金の運用及び管理に関すること。

- (6) 理事会の運営に関する事。
- (7) 病院における診療情報の分析及び戦略立案に関する事。
- (8) 医療統計に関する事。
- (9) 新システムの開発、応用及び導入に関する事。
- (10) 法人の情報管理に関する事。
- (11) システム全般の維持管理に関する事。
- (12) 理事長、センター長、経営企画局長等の特命事項に関する事。

総務課

- (1) 法人の組織・職員配置計画に関する事。
- (2) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事。
- (3) 労務に関する事。
- (4) 労働安全衛生に関する事。
- (5) 職員の研修及び人材の開発や育成に関する事。
- (6) 文書類の収受、発送、編集及び保存に関する事。
- (7) 印章の取扱いに関する事。
- (8) 規程の制定及び改廃に関する事。
- (9) 老年学情報センターの管理及び運営に関する事。
- (10) 身寄りのない入院患者等の預貯金保管及び払戻等の請求代行に関する事。
- (11) ボランティアの受入れに関する事。
- (12) 訴訟対応等の法務に関する事。
- (13) 危機管理に関する事。
- (14) 物品の買入れ、工事その他契約事務に関する事。
- (15) 物品の出納及び在庫管理に関する事。
- (16) 施設や設備の保全及び維持管理に関する事。
- (17) 委託業務の履行管理に関する事。
- (18) 研究成果の普及に関する事。
- (19) 広報や広聴業務に関する事。
- (20) 内部統制に関する事。
- (21) その他、他の所管に属しない事。

医療サービス推進課

- (1) 患者の診療及び入退院の事務に関する事。
- (2) 診療報酬、診療収入の算定、請求及び収納に関する事。
- (3) 医事に係る報告、諸届出及び証明書交付に関する事。
- (4) 診療録の管理に関する事。
- (5) 総合案内に関する事。
- (6) 患者の対応に関する事。
- (7) 医療事故の予防その他医療安全対策に関する事。
- (8) 医療情報システムの管理に関する事。

- (9) その他医事に関すること。

地域連携課

- (1) 地域の医療機関、福祉施設等との連携及び調整に関すること。
- (2) 病床の稼働管理に関すること。
- (3) 患者の医療相談に関すること。
- (4) 在宅看護の相談及び在宅療養の支援に関すること。
- (5) その他地域連携業務に関すること。

附則（平成 21 年法人規程第 6 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 23 年 7 月 25 日 23 法人規程第 65 号）

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附則（平成 23 年 12 月 28 日 23 法人規程第 70 号）

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附則（平成 24 年 3 月 27 日 23 法人規程第 72 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 25 年 3 月 28 日 24 法人規程第 82 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 20 条の経営企画課の分掌事務の改正規定は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附則（平成 25 年 6 月 21 日 25 法人規程第 92 号）

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年 3 月 27 日 25 法人規程第 97 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 3 月 20 日 26 法人規程第 114 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 6 月 29 日 27 法人規程第 151 号）

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 12 月 28 日 27 法人規程第 160 号）

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年 3 月 31 日 27 健総第 6995 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 3 月 31 日 28 健総第 7243 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年 4 月 1 日 29 健総第 8059 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年 7 月 25 日 30 健総第 2120 号）

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附則（平成 31 年 3 月 29 日 30 健総第 8248 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年 3 月 31 日 元健総第 7593 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 3 年 4 月 1 日 2 健総第 5867 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 4 年 3 月 30 日 3 健総第 7803 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 4 年 8 月 30 日 4 健総第 2891 号）

この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

ただし、第 3 条で定める特定集中治療室についての改正は、令和 4 年 8 月 31 日から施行する。

附則（令和 5 年 3 月 31 日 4 健総第 8308 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 3 条（病院の構成）のうち化学療法科の廃止及び関連事務分掌については、令和 5 年 3 月 1 日より遡及適用する。

附則（令和 5 年 6 月 27 日 5 健総第 1781 号）

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

ただし、第 4 条（研究所の構成）のうち認知症未来社会創造センターのチーム名称については、令和 5 年 4 月 1 日より遡及適用する。

附則（令和6年3月27日 5健総第7157号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則（令和6年5月24日 6健総第776号）

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附則（令和6年9月12日 6健総第2874号）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附則（令和7年3月17日 6健総第6807号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附則（令和7年3月28日 6健総第7203号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附則（令和7年6月19日 7健総第1648号）

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

附則（令和8年3月19日 7健総第7261号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附則（令和8年5月19日 8健総第976号）

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

別表1（第8条関係）

		副院長 副所長	部長級	課長級	係長級	主任級		
部門横断	健康長寿イノベーションセンター	センター長	副センター長 (総括) 部長	副センター長 課長	主任研究員 准主任研究員 課長代理 係長 主任技術員	主任		
	認知症未来社会創造センター							
	フレイル予防センター	副センター長						
	健康長寿医療研修センター							
病院	総合内科・高齢診療科	副院長	部長 内科総括部長 外科総括部長	医長	医員	—		
	膠原病・リウマチ科							
	腎臓内科・透析科							
	糖尿病・代謝・内分泌内科							
	循環器内科							
	呼吸器内科							
	消化器・内視鏡内科							
	脳神経内科							
	血液内科							
	感染症内科							
	精神科							
	緩和ケア内科							
	消化器・一般外科							
	血管外科							
	心臓血管外科							
	脳神経外科							
	呼吸器外科							
	整形・脊椎外科							
	皮膚科							
	泌尿器科							
	眼科				医員 主任技術員	主任		
	耳鼻咽喉科						医員	—
	歯科口腔外科						医員 主任技術員	主任
	救急・集中治療科		部長	医長	医員	—		
	麻酔科							
	リハビリテーション科							
	放射線診断科							
	放射線治療科		部長	医長	医員	—		
	臨床検査科							
	輸血・細胞療法科							
	病理診断科							
	放射線科		二	技師長	医員 主任技術員	主任		
	薬剤科							
	栄養科							
	臨床工学科							
	臨床心理科		二	技士長	主任技術員	主任		
	看護部							
	看護部長						副看護部長	看護師長
	認知症疾患医療センター						部長	医長
	認知症支援推進センター							
	高齢者バイオリソースセンター							
	がん相談支援センター							
	患者サポートセンター		部長	課長	室長	主任		
	診療支援室							
	医療安全対策室							
	感染対策室							
診療情報管理室	理事長が別に定める							

2 組織規程

研究所	自然科学系 社会科学系 研究支援施設等	副所長 副院長	研究部長	研究副部長 課長	主任研究員 准主任研究員 技術員 係長	研究員 技術員 主任
経営企画局		—	事務部長	課長 医事専門課長	課長代理 係長	主任

別表 2 (第 9 条関係)

	専門職 2 (部長級)	専門職 1 (課長級)	係長級	主任級
病 院	専門部長	専門医長	—	—
		専門課長	係長 (専門職)	主任 (専門職)
	専門技師部長	専門技師長	主任技術員 (専門職)	
	専門看護部長	専門副看護部長	看護師長 (専門職)	
研究所	専門部長	専門副部長	主任研究員 (専門職) 准主任研究員 (専門職) 技術員 (専門職)	研究員・技術員 (専門職)